

平成 23 年度 海域の物質循環健全化計画統括検討委員会 設置要綱

(総 則)

第 1 条 海域の物質循環健全化計画統括検討委員会(以下、「統括検討委員会」という。)の事務、組織、委員その他設置に関する基本的な事項を定めるものである。

(統括検討委員会の任務)

第 2 条 統括検討委員会は、海域の物質循環健全化計画検討の実施に当たり、第 3 条に定める事項について必要な技術的助言を行う。

(統括検討委員会の助言)

第 3 条 統括検討委員会は、原則として以下の事項について、技術的助言を行うものとする。

- 一 栄養塩類管理方策の検討
- 二 物質収支モデルの構築
- 三 その他必要な事項

(統括検討委員会の組織及び委員)

第 4 条 統括検討委員会は、別表 1 に掲げる委員で組織する。

- 2 委員は、いであ株式会社が委嘱し、非常勤とする。
- 3 委員の任期は、平成 24 年 3 月 28 日までとする。
- 4 委員の互選により座長 1 名を置く。

(会議の招集)

第 5 条 統括検討委員会は、座長の下承を得て事務局が招集する。

- 2 統括検討委員会は委員の過半数の出席がなければ、開催しない。

(雑則)

第 6 条 事務局は、統括検討委員会の会議に出席した委員に対して、委嘱状に定める謝金を支給する。

- 2 統括検討委員会に参加するための交通費は、委員勤務先もしくは自宅からの実費に相当する額を事務局より給付する。
- 3 事務局は、いであ株式会社内に置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

海域の物質循環健全化計画統括検討委員会 委員

(五十音順、敬称略)

| 氏名 | 所属 |
|--------|---------------|
| 鈴木 輝明 | 名城大学大学院 特任教授 |
| 寺島 紘士 | 海洋政策研究財団 常務理事 |
| 中田 喜三郎 | 名城大学大学院 特任教授 |
| 中田 英昭 | 長崎大学 教授 |
| 西村 修 | 東北大学大学院 教授 |
| 藤原 建紀 | 京都大学大学院 教授 |
| 松田 治 | 広島大学 名誉教授 |
| 山本 民次 | 広島大学大学院 教授 |